

E Vバス導入促進事業実施要綱

(制定) 令和2年3月23日 31環改車第602号

(改正) 令和4年4月20日 4環地次第47号

第1 目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、自動車から排出される二酸化炭素等の削減を図るため、E Vバスの導入を促進するために行う「E Vバス導入促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

都は、E Vバスを導入する者に対し、当該車両の購入に要する経費の一部を助成する。

第3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 E Vバス 搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用せず、搭載された電池に外部から充電する機能を備え、検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）であって、旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業をいう。以下同じ。）の用に供する乗車定員11人以上のもの
- 2 旅客自動車運送事業者 旅客自動車運送事業を経営する者
- 3 地方公共団体 地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に定めるもののうち、東京都内の市町村及び特別区
- 4 リース契約 E Vバスの貸主が、当該E Vバスの借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該E Vバスを使用収益する権利を与え、借主は、当該E Vバスの使用料を貸主に支払う契約
- 5 リース事業者 リース契約に基づき、当該E Vバスを借主に貸し渡すことを業とする者

第4 本事業の具体的な内容

都は、次のとおりE Vバスの購入に要する経費の助成を行う。

1 助成対象者

助成金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 助成金の交付対象となるEVバス（以下「助成対象EVバス」という。）を購入した旅客自動車運送事業者
- (2) 助成対象EVバスを購入した地方公共団体
- (3) 助成対象EVバスに係るリース契約を旅客自動車運送事業者又は地方公共団体と締結したリース事業者

2 助成対象EVバスの要件

助成対象EVバスは、次の要件を満たすものとする。

- (1) 初度登録日（助成対象EVバスが初めて道路運送車両法第4条の規定により自動車登録ファイルに登録を受けた日をいう。）が令和2年4月1日から令和5年2月28日までの間にあるEVバス（中古の輸入車を除く。）であること。
- (2) 自動車検査証における使用の本拠の位置が東京都内にあること。
- (3) 標準仕様ノンステップバス認定要領（平成27年7月2日付国自技第75号）に基づく認定を受けたノンステップバスであること。

3 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象EVバスの本体の購入に要する費用（消費税及び地方消費税は除く。）とする。

4 助成金額

助成金の交付額（以下「助成金額」という。）は、助成対象経費に3分の1を乗じて得た額とし、1,660万円を上限とする。

第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、第4による助成金額の原資として出えんを行うものとする。
- 2 公社は、前項の出えん金を基に基金を造成し、都と公社で別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 都は、1の出えん金のほか、公社に対し、第4による助成金の交付を行う事務を委託し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に支払うものとする。

第6 本事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までとする。

第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、東京都知事が別に定める。

附 則（令和2年3月23日31環改車第602号）
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月20日付4環地次第47号）
この要綱は、令和4年4月20日から施行する。